

—— 組織内議員 群馬県議会議員 本郷高明より ——



先日、元参議院議員「那谷屋正義」先生が発行された活動記録「すべては子どもたちの笑顔のために」を拝読させていただきました。

義務教育費国庫負担制度の改悪、教育基本法の改悪、教職員の多忙化解消等に正面から闘い、ご奮闘されてきたお姿に心から敬意を評させていただきます。

著書にも記されておりますが、子どもたちの笑顔は、家族を、社会を、日本を、そして世界を明るくしてくれる最高の宝です。子どもたち自由に将来の夢を語れる世の中にしていくことは、大人たちの義務と言っても過言ではありません。現在の社会が抱える国内外の諸問題を解決する糸口は、どうすれば子どもたちの笑顔を絶やさずいられるかということを中心から見つかるのではないのでしょうか。

私自身も地方議会に携わる立場として、那谷屋先生の志を受け継ぎ、子どもの未来を何としても明るいものすべく粉骨砕身、身を粉にして働いていきたいと思っております。

3期18年間の活動に心から感謝を申しあげたいと思っております。

2022年 実施中
学校現場の働き方改革に関する意識調査

この調査結果は、これまで文科省や教育委員会との交渉・協議に活用してきました。今年度も、この調査結果を国や県の政策に反映させるため、組合員をはじめ、多くの教職員にも参加を広めてください。

1. アンケート方法

下記のQRコード、またはURLからアンケートに入れます。



携帯電話
スマートフォンで
簡単アクセス!

<https://rchky.org/rsf/index.php?r=survey/index&sid=220822&lang=ja>

- * 設問は18問。(回答内容によって、省かれる設問があります。)
- * 個人や学校名が特定されたり、回答が外部にもれたりすることはありません。

2. 対象 フルタイム勤務の教職員

3. 期日 9月5日(月)～9月30日(金)

GTM Archives

群馬県教組アーカイブス

群馬県における勤評闘争

群馬県では、1955年7月に、人事委員会が中心になって県庁各局の長・各委員会の事務局長で勤務評定制協議会が組織され、地方公務員の勤評の検討を始めましたが、「教職員は対象から外されるべき」との考えから、教育長は協議会のメンバーから外されていました。そして、この協議会も、勤務評定は不可能という結論になっています。また、1956年9月の教育委員会で黒沢教育長は、「勤務評定の実施は至難である」と答え、出席した各教育委員もこれを了解しています。

群馬県教委が勤評に関与したのは、1957年5月に全国教育長協議会で愛媛県教育長から勤評実施の報告を聞き、その検討が第三部会にゆだねられた10月からです。群馬県の黒沢教育長は第三部会の主査となり、全国試案の責任者となりました。県教委はこの作業に関わりながら、対外的には勤評実施についてあいまいな態度や批判的なポーズをとり続けました。教育長は1957年10月の県教組との交渉で「私は議会においても実施するとは一言も言っていない。法の解釈としては実施すべきものと判断していると言っただけだ。」と、28日にも「私が第三部会の主査だから、県で実施しなければならないということはない。」と答えていました。しかし、第三部会は文部省地方課の指導を受けて勤評の検討を続け、12月20日の全国教育長協議会総会で勤務評定の全国試案を発表したのです。

群馬県教職員組合のみなさまへ

2022年5月から iDeCo の加入可能年齢が拡大します!

これまでiDeCoに加入できるのは60歳未満の国民年金被保険者の方が対象でしたが、2022年5月から65歳未満の国民年金被保険者の方に拡大されます。

会社員・公務員等の方(国民年金の第2号被保険者)

2022年4月まで 60歳以降も加入可能に!

2022年5月以降

60歳 65歳

*国民年金の第1号・第3号被保険者の方(自営業・専業主婦(夫)等)は取扱いが異なります。
*iDeCoの老齢給付金を受給された方や、公的年金を65歳前に繰上げ請求された方は、法改正によりiDeCoの加入要件を満たした場合であっても加入することはできませんのでご注意ください。

https://chuo.rokin.com/ideco_guide/kaisei/

お問い合わせ・ご相談は

〈中央ろうきん〉へ取次ぎをご希望の方は組合事務所まで
iDeCoの詳細については〈中央ろうきん〉群馬地区各支店へお問い合わせください。

2022年9月1日現在 **R**ろうきん

群馬教育新聞

発行所 前橋市大手町3の1の10 (教育会館)
電話(027)231-1151(代)
群馬県教職員組合 <http://gtunet.com>

群馬県教職員組合HP

県職員の定年延長について大枠合意
～ 8、29県職連総務部長交渉 ～

県職連(県教組・県職労・高教組・群企労)は、8月29日(月)の総務部長交渉で、教職員を含む県費職員の定年延長制度の大枠について合意、妥結しました。以下に詳説します。

【1】定年年齢を段階的に上げます

- ・現在の定年年齢60歳を、2023年度から2年に1歳ずつ65歳まで上げます。

定年の段階的引上げと採用計画(イメージ図) (日教組作成)

年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
定年年齢	60		61		62		63		64		65	
1963年4月2日～1964年4月1日生	58	59	60	61	62	63	64	65				
働き方	情報提供意思確認		定年		暫定再任用(フル・短時間)							
1964年4月2日～1965年4月1日生	57	58	59	60	61	62	63	64	65			
働き方	情報提供意思確認		定年		暫定再任用(フル・短時間)							
1965年4月2日～1966年4月1日生	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65		
働き方	情報提供意思確認		定年		暫定再任用(フル・短時間)							
1966年4月2日～1967年4月1日生	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	
働き方	情報提供意思確認		定年		暫定再任用(フル・短時間)							
定年退職者	○	○	×	○	×	○	×	○	×	○	○	○

- ・2023年度、2025年度と、2年に一度、定年退職者がいない年となります。(今年度59歳の方は定年が61歳になるので、2023年度末の定年退職ではなくなります。)
- ・定年年齢が段階的に上げられる期間も、定年後は65歳まで再任用の対象です(暫定再任用)。

【2】賃金

- ・60歳を超える職員の給料月額、当分の間、60歳前の7割水準になります。
- ・60歳前と同額の手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、寒冷地手当など
- ・給料月額に連動する手当：教職調整額、宿日直手当、寒冷地手当など

【3】退職手当

- ・退職手当は、定年年齢引上げで給与が減額される前の給与月額に基づいて算出します(ピーク時特例)。
- ・60歳に達した日以降に退職する場合、退職事由を「定年退職」とします。
- ・勤奨による退職手当の割増率は、当分の間、現行の年齢と割増率を維持します。
- ・退職手当の算出に係る勤務年数は、60歳を超えて勤務した年数も加えられます。

【4】定年前再任用短時間勤務制度

- ・定年退職の日までの期間、短時間勤務の職を設ける。給与・諸手当は現行の短時間勤務と同様。
- ・定年前再任用短時間勤務の任期は、常勤職員の定年退職と同じ期間となります。

【5】定年退職者等の再任用に関する経過措置(暫定再任用制度)

- ・定年の段階的な引上げ期間においては暫定的な再任用制度を設けます。
- ・対象は、1)定年引上げ前に60歳に達している者(定年年齢60歳)、2)定年引上げ中に定年に達する者(定年年齢61～64歳)です。

組合加入はスマートフォンインターネットからも! 仲間の声を広げよう! 組合加入はこちら →

【6】役職定年

- ・管理監督職の勤務上限年齢を60歳とし、管理監督職以外の職へ降任又は転任をします。

【7】対象者への制度の説明／意思確認

- ・職員が59歳の年度に、その職員の定年延長の制度の説明・情報提供を行った上で、60歳以降の勤務の意思を教育委員会が確認することになっています。

～具体的な働き方をどう選択するか～

2031年度までの移行期間には、定年延長者、再任用短時間勤務、暫定再任用が並行して運用されるため、職員の状況によってさまざまな働き方が考えられます。しかし、制度上、不可能なこともあるので、制度をよく理解した上で考えることが必要となってきます。

- 【例1】 定年前再任用短時間勤務を選択するためには、いったん退職することになるので、その後、定年まで常勤職員(フルタイム)となることはできません。
- 【例2】 定年前再任用短時間勤務を選択するためには、60歳まで常勤職員として勤務する必要があります。60歳前で退職した人も、定年年齢以後、暫定再任用を選択することは可能です。
- 【例3】 定年引上げ期間中、60歳以降の定年前で退職した人は定年年齢まで定年前再任用短時間勤務を選択することができます。定年後の暫定再任用も可能です。

- 以上は、昨年の地公法改正による、群馬県職員の定年年齢引上げの概要です。教職員に関するさらに細かな運用については、秋の県教委交渉で協議、確認していきます。

群馬県人事委員会に要求書を提出 県職連交渉スタート!

9月1日(木)、県職連(県教組・県職労・高教組・群企労)は、群馬県人事委員会に今年度の給与勧告と労働条件に関する要求書を提出しました。これにより、今秋の県職連交渉がスタートしました。

主な要求内容

- 月例給(基本給)および一時金(ボーナス)等の引き上げを行うこと。
- 55歳を超える職員への昇給抑制を廃止する等、職責の重さや役割に見合った給与水準・給与体系となる勧告を行うこと。
- 小学校中学校教育職給料表・高等学校等教育職給料表の格差を是正する勧告を行うこと。
- 教職員の時間外労働を縮減するため、任命権者に対し業務の見直しなどの取り組みを推進するよう勧告すること。
- 再任用職員・会計年度任用職員・臨時的任用職員の処遇について、正規職員との格差是正、処遇改善を勧告すること。
- 更年期障害により、勤務困難となるときも健康管理休暇の対象に含めること。

県職連では、今年度の人事委員会勧告と交渉については昨年度のような日程になると考えていますが、今年度も感染防止のために、組合員参加の要請行動や第3回総務部長交渉への県庁での支援行動は行わずに、交渉団のみのとりくみとなりました。

知事あてハガキ行動にとりくもう!

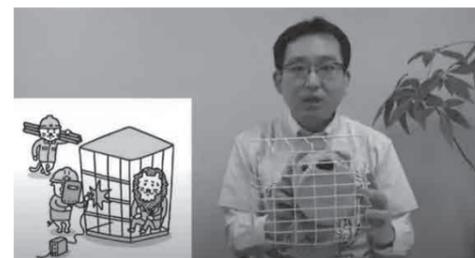
組合員の皆さんには、一人一枚の「知事あてハガキ」にとりくんでいただくようお願いいたします。このとりくみは、県職連の4組合の組合員が全員で行うものです。要請行動や支援行動ができない状況では、この「知事あてハガキ」が、唯一、交渉を支援するとりくみとなります。皆様のご協力をお願いします。



「わかりやすかった!」「楽しかった!」～関ブロ母女～

今年度の関ブロ母と女性教職員の会は、日弁連憲法問題対策本部委員の椋大樹先生による憲法講座でした。椋先生はライオンのぬいぐるみを使い「檻の中のライオン憲法講座」と題し、これまで46都道府県で600回近く講演をなさっています。

今年もコロナウイルス感染症拡大予防のためYouTube配信となりましたが、3週間ほどのアーカイブ配信だったため多くの人が視聴することができました。視聴した方からたくさん感想をいただきましたので、一部をご紹介します。



- はじめに感じたのは、檻が憲法でライオンが権力者という例えがわかりやすいということ。なので、憲法という難しそうなお話も抵抗なく聞くことができました。
- 詳しく憲法を学ぶ機会がなかなか無かったのだとあらためて感じました。教育現場でも、憲法がもっと取り上げられるべきだと思います。
- 椋さんの著書を読み、公民の授業でも使わせていただいているので、お話を聞ける機会をいただき感謝しています。本の内容以外のタイムリーな話を聞いて、しかもそのことがやはり「檻とライオン」できちんと説明がつくので、とてもよくわかりました。
- かたい憲法の話や、キャラクター等を用いて分かりやすく話してくださったので理解しやすかった。私は、中学校の社会科教員で公民の中で中学生に憲法の内容を授業しているが、こういう例えの仕方をすれば分かりやすくなるんだなと理解できた。

- 私たちが日ごろスルーしている政治・社会のできごとを、例をあげて説明してくれて分かりやすかったです。理解するだけでいいのか・・・という自問もありますが・・・。
- 「なぜ?」を問い続けることが大事だということにとっても共感します。もっとたくさんの人にこの講演を聞いてもらいたいし、公教育で小さいころから憲法と人権について学ぶ機会を増やしていただきたいです。まずは当たり前政治について語る環境をつくっていく必要があると感じました。
- 憲法の解釈、自らの知識不足で何でかなと思っていましたが、今日の講演会だけではまだじっくりしていません。本を読んでみたいと思います。
- もっともっと知る努力をしていきたいと思いました。とりあえず「檻を壊すライオン」を読んでみたいと思います。

- 椋先生はYouTube「はんどろ大樹 檻の中のライオンちゃんねる」で憲法についての動画を配信しています。今回視聴できなかった方もぜひご視聴いただきたい思います。

「両性の自立と平等をめざす教育研究会」に参加しました!

日教組では、私たちをとりまく情勢を読み解き、学校現場のさまざまな実践に学び合いながら、ジェンダー平等教育をさらに充実・発展させていくために、毎年夏に「両性の自立と平等をめざす教育研究会」を開催しています。今年度は8月3日にWebで開催されました。参加者から概要と感想をいただきました。

全体講演

- ・コロナ禍における女性非正規労働者の問題について具体例を挙げて話があり、大変よく理解できた。女性非正規労働者は学校においては少なからぬ数の母親の問題であるので、学校教職員は親の状況を知った上で問題に対応しなくてはならないと思う。
- ・教職員自身が非正規の状況や制度等を知り、少しでも児童生徒に伝えていく必要があると思った。

第2分科会

- ・自分は小学校勤務であったので、西成高校の実践に興味深く聞いた。ロールプレイを多用し生徒に具体的に考えさせ、それが実際のアルバイト体験で役立っているのがすばらしかった。こういう指導ができる状況をちょっとうらやましく感じた。
- ・グループ討議があるというので、自分は退職者なので最初困ったと思ったが、皆いろいろの立場からどんどん発言し、非常に楽しく話し合えた。
- ・「(先生は)いい人生を送っているんだろうな～」と子どもたちに見せたいと言った人がいて、最後「学びが多くてすてきな仕事だよと伝えたい」との結びになり、それがとてもよかったと思う。



「カムバックセミナー」開催! 2022年11月19日(土)

場所: 群馬県教育会館 内容: 「育児に関わる制度・休暇等」「子育てに関わる計画的な資産形成について」他
対象: 今年度末までに育休が明けの方。(組合員、未組合員)

※対象の組合員には案内・申込書を送付しました。同僚、お知り合いの未組合員にもお声掛けをお願いします!
参加希望の未組合員の方は県教組までお電話を!(027-231-1151)